

令和2年5月28日  
地 域 行 政 部

## 地域行政の推進に関する条例の検討状況について

### 1 主旨

世田谷区の地域行政を将来にわたり持続可能なものにすることを目的に、住民自治や身近な行政サービス、地域内分権のあり方、地域行政の推進に関する条例の制定について検討するため、世田谷区地域行政検討委員会（以下、検討委員会という。）の第2回目を開催したので、その検討内容について報告する。

### 2 開催日時

第2回 令和2年1月31日（金）14時～16時

### 3 検討内容

- ・出張所、まちづくりセンターの業務や受付・処理件数、地域活動団体の活動内容とまちづくりセンターによる支援等の現状について
  - ・地域行政制度導入後の主な成果や地域社会の変化、地区・地域の現状課題について
  - ・地区・地域のあるべき姿とそこに向けた取組みについて
    - ※主な論点 コミュニティの維持、促進で重要なこと  
まちづくりの担い手を広げるために  
まちづくりセンターに求められること
- 検討委員会の主な資料は資料1-1～1-4のとおり

### 4 検討委員会における主な意見

資料2のとおり

### 5 今後の検討体制

4月に予定していた第3回の検討委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送り、資料送付による意見集約の形式で行う準備を進めている。

第4回以降については、7月から11月にかけて順次開催する。

また、シンポジウムなど区民参加による検討の機会を設けて条例策定を進めるとともに、コミュニティ・まちづくりの促進に向けたまちづくりセンターの役割、地域経営の強化に向けた総合支所や本庁の役割を踏まえ、事業や執行体制の見直しについて、庁内職員による具体的な検討を進めていく。

※検討委員会委員名簿は資料3のとおり（区職員の一部変更）

6 今後のスケジュール（予定）

- 8月 シンポジウム・ワークショップの開催
- 9月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例素案報告）
- 9月 パブリックコメント（条例素案）
- 10月 説明会の開催
- 11月 検討委員会検討結果まとめ（地域行政全般）
- 11月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（パブコメ結果・条例案）
- 令和3年2月 地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（条例案報告）
- 第1回区議会定例会（条例案提案）
- 4月 （仮称）地域行政推進条例 施行

## 1 出張所（5ヶ所）・くみん窓口（5ヶ所）

## (1) 担当業務の内容

出張所総合支所くみん窓口は、住所の変更、証明書の交付などの窓口サービスを行っている。出張所とくみん窓口では取扱い業務が一部異なる。

## 【主な業務】

- 住民登録 転入・転出・転居・世帯変更の届出  
住民票の写し（除住民票、改製原住民票を含む）・住民票記載事項証明書・不在住証明書の交付 住民票の写しの広域交付  
マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付  
通知カードの再交付  
電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行
- 印鑑登録 印鑑登録の申請（登録、廃止・紛失等の届出）  
印鑑登録証明書の交付
- マイナンバーカード専用証明書自動交付機による住民票の写し等証明書交付
- 特別永住者の方の手続き（特別永住者証明書の更新・変更・交付等、特別永住許可の申請）
- 住居表示に関する届出
- 戸籍 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）・身分証明書等の交付  
除籍全部事項証明書（除籍謄本）・除籍個人事項証明書（除籍抄本）等の交付〔くみん窓口のみ〕  
出生・死亡・婚姻等の届〔くみん窓口のみ〕
- 税金 特別区民税・都民税、軽自動車税の納付  
特別区民税・都民税の課税・納税証明書の交付  
軽自動車税の納税証明書の交付〔くみん窓口のみ〕  
軽自動車（125cc以下の原付バイク）の登録、廃車手続き〔くみん窓口のみ〕
- 保険・年金 国民健康保険の手続き等  
国民健康保険料の支払い  
後期高齢者医療の手続き等  
後期高齢者医療保険料の支払い  
国民年金の届出（高齢任意加入・保険料免除・3号を除く）  
介護保険被保険者証の交付  
介護保険料の支払い
- 指定保養施設利用券の交付
- 飼い犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付
- 母子健康手帳・妊婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付〔出張所のみ〕
- 学校 学校指定通知書・就学通知書の交付  
国・私立小・中学生等への携帯用防犯ブザーの貸与

(2) 業務実績 別紙 1 のとおり

## 2 まちづくりセンター（28ヶ所）

## (1) 担当業務の内容

まちづくりセンターでは区民の皆さんが行う「まちづくり活動」を支援している。町会・自治会など地域で活動する団体への支援や身近なまちづくり推進協議会などとの連携によるまちづくり活動の推進、地区における広報・広聴、防災・防犯活動への支援などを行っている。平成28年より全地区において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会地区事務局の三者が連携して、身近な福祉の相談窓口や参加と協働による地域づくりなど地域包括ケアの地区展開に取り組んでいる。また、一部窓口サービスも取扱っている。

## 【主な業務】

- 地区のまちづくり支援に関すること（別紙2、3）
- 地区の防災に関すること
- 身近な地区での相談に関すること
- マイナンバーカード専用証明書自動交付機による住民票の写し等交付
- 主な窓口サービス
  - ◆証明書取次発行サービス※ 住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税証明書の証明書の取次ぎ発行
  - ◆国民健康保険証・国民健康保険高齢受給者証・介護保険の保険証及び資格者証・後期高齢者医療被保険者証の再交付
  - ◆母子健康手帳・妊婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付
  - ◆国・私立小・中学校等への入学の届出、就学通知書の再交付
  - ◆国・私立小・中学生等への携帯用防犯ブザーの貸与
  - ◆指定保養施設予約後の利用券交付
    - ・ごみ散乱防止ネットの助成
    - ・高枝切ばさみの貸出し、車いすの貸出し
    - ・区広報板（地域コーナー）の利用受付

注) ◆は太子堂・経堂・北沢・等々力・用賀・二子玉川・成城・烏山を除く20カ所で取扱っている。

※令和元年12月に証明書自動交付機によるサービス終了に伴い、令和元年1月よりサービス開始

(2) 業務実績 別紙1、4-①～②のとおり

## (3) その他

○地区まちづくり支援職員・地区まちづくり担当職員制度

区民と区との協働によるまちづくりの推進及び職員の人材育成を目的に、各総合支所地域振興課兼務発令により、担当する地区における区民のまちづくり活動に「支援職員」及び「担当職員」が従事している。「支援職員」は、課長級職員および公募による一般職員とし、「担当職員」は、採用3～5年目の若手職員を対象としている。

平成30年度「担当職員」291名、「支援職員」167名

## 3 職員数

出張所 67名 まちづくりセンター141名(平成31年4月)。

主な地域活動団体とまちづくりセンターの役割

	町会・自治会	身近なまちづくり推進協議会	ごみ減量・リサイクル推進協議会	青少年地区委員会	地区民生委員・児童委員協議会
団体の説明	<p>同じ地域に住む人同士が、地縁に基づき自主的に組織している団体で、その起源は戦前にまで遡るとされる。近年では、少子高齢化や核家族化が進み、地域の絆の希薄化が懸念される中で、地域の方々が協力して快適で安全・安心なまちづくりに向けて取り組むことができる町会・自治会の存在が、あらためて注目されている。</p> <p>『知りあい』『ふれあい』『支えあい』の3つの『あい』をキーワードに活動を行っている。</p>	<p>「住みよいまち世田谷」の実現に向けて、区政と共同協力した自主的なまちづくり活動を行っている。</p> <p>協議会は、まちづくりセンターの地区ごとに組織され、各地区では、現状や特性に対応した部会を設け、幅広い実践活動をしている。</p>	<p>世田谷区が取り組む「環境に配慮した持続可能な社会」の実現に向け、区民の立場からごみの減量とリサイクルを推進する活動を行っている。</p> <p>委員会はまちづくりセンターの地区ごとに設置され、行政・NPO・事業者などと連携を図りながら、創意工夫に富んだ啓発活動などに積極的に取り組んでいる。</p>	<p>未来を築き、次代を担っていく子どもたちの健やかな成長を願い、地域の子どもたちを見守っている組織。まちづくりセンターごとに29の地区（下馬まちづくりセンター管内のみ2地区）に設置されている。</p> <p>地域の大人たちが知恵や情報を出し合いながら、子どもたちにとって安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、地域全体での子育て支援、子どもの居場所づくりなどを行っている。</p>	<p>29の地区民生委員児童委員協議会があり、おおむねまちづくりセンターごとに設置されている。民生委員・児童委員の活動に関わる情報・意見交換をしたり、研修会を行ったりして、相互の連携を図っている。</p> <p>また、関係機関・団体と協働し、防災訓練や高齢者等との交流会なども行っている。</p>
団体数	195(世田谷区町会連合会加盟)	28	28	29	29
人数	—	約1,100人	約400人	約1,500人	約600人(主婦委員誌)
任期	—	2年(区長委嘱)	2年(区長委嘱)	2年(区長委嘱)	3年(厚生労働大臣委嘱)
主な活動内容の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆青少年健全育成（夏休みのラジオ体操、小中学校行事への参加、成人祝い）</li> <li>◆まちの特色を活かしたお祭りやイベント（七夕まつり、秋まつり、もちつき大会、マラソン大会）</li> <li>◆町内の清掃や資源のリサイクル活動（資源回収、古着古布回収）</li> <li>◆災害時に自ら避難することが困難な方への支援（日々の見守り、区との協定による災害時の安否確認）</li> <li>◆まちの安全・安心（防災塾・防災訓練、街路灯の管理）</li> <li>◆地域情報の発信（回覧板・掲示板による情報伝達、町会・自治会通信の発行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆美化キャンペーン、ポイ捨て防止キャンペーン、地区緑化活動、緑化フェア</li> <li>◆さぎ草講習会、さぎ草展示会、寄せ植え講習会、花木の鑑賞会</li> <li>◆放置自転車クリーンキャンペーン、交通安全講習会</li> <li>◆健康教室、料理講習会</li> <li>◆ミニコミ紙発行</li> <li>◆講演会、研修会、見学会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リサイクルフェア、フリーマーケットの開催</li> <li>◆古着古布回収</li> <li>◆イベントでのごみ減量・リサイクルキャンペーン</li> <li>◆「世田谷ロール（古紙100%を原料としたトイレットペーパー）」などの再生製品の普及活動</li> <li>◆講演会、エコ料理教室</li> <li>◆エコグッズ（エコバックなど）の製作・配布</li> <li>◆ミニコミ紙や啓発ポスターの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもの見守り活動（あいさつ運動、防犯パトロール活動など）</li> <li>◆防災意識を高める活動（サバイバルキャンプ、地域防災訓練など）</li> <li>◆地域における子育て支援の活動（「子育てひろば」の開催など）</li> <li>◆幼児及び小学生を対象とした事業（マラソン大会、映画会、バスハイク、子どもまつり、いもほりなど）</li> <li>◆地域における子どものサークル活動</li> <li>◆中高生の「居場所づくり」（フェスティバル、ボウリング大会など）</li> <li>◆中学生意見発表の場（中学生のつどい、意見交換会など）</li> <li>◆多世代・団体と連携（大学等との連携による環境美化の取り組み、町ぐるみ運動会など）</li> </ul>	<p>民生委員・児童委員は、福祉に関するさまざまな困りごとを抱える住民の方々への相談・援助活動を行うとともに、相談内容に応じて、区の窓口や関係行政機関につなぐパイプ役としても活動している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ふれあい訪問</li> </ul>
まちづくりセンターの関わり・役割	<p>地区町会自治会連合会の事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆予算管理</li> <li>◆定例会議に関する事務</li> <li>◆代表者等の連絡調整</li> <li>◆事業実施支援</li> </ul>	<p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆予算管理</li> <li>◆活動計画支援</li> <li>◆各部会の会議に関する事務</li> <li>◆活動物品準備</li> <li>◆事業実施支援</li> <li>◆PR等活動支援</li> </ul>	<p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆予算管理</li> <li>◆活動計画支援</li> <li>◆各部会の会議に関する事務</li> <li>◆活動物品準備</li> <li>◆事業実施支援</li> <li>◆PR等活動支援</li> </ul>	<p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆予算管理</li> <li>◆活動計画支援</li> <li>◆各部会の会議に関する事務</li> <li>◆活動物品準備</li> <li>◆事業実施支援</li> <li>◆PR等活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆委員改選時の町会・自治会を通じた委員推薦依頼</li> <li>◆高齢者見守りネットワークを推進するための連携</li> <li>◆地区の様々な活動での連携</li> </ul>
区補助金等	平均約12万円/1町会・自治会(補助金)	平均約46万円/1地区(需用費、役務費、補助金)	25万円/1地区(委託料)	平均約59万円/1地区(委託料)	平均約17万円/1地区(補助金)



主な地域活動団体とまちづくりセンターの役割

	地区社会福祉協議会	赤十字奉仕団	消防団	NPO	地域の絆連携活性化事業補助金交付団体
団体の説明	<p>まちづくりセンターの地区ごと（下馬地区は野沢・下馬の両エリアにそれぞれ1箇所）組織されている地域住民（地域福祉推進員）による福祉活動団体。</p> <p>世田谷区社会福祉協議会の職員が事務局を担うと共に、各まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターと連携しながら、地区の実情に応じた思い思いの福祉活動を通じて、地区に暮らす住民相互のつながりを育み、福祉のまちづくりを目指している。</p>	<p>日本赤十字社の下部組織で、世田谷区では、世田谷区赤十字奉仕団が活動しており、まちづくりセンターごとに分団を組織している。</p>	<p>消防組織法に基づき、住民の生命や財産を災害から守ることや、火災や地震等の災害対応や、地域住民に対する防火・防災意識の普及啓発活動を行うことなどを任務として市区町村に設置された機関。消防団員は、普段は別の仕事を持っている非常勤の特別職地方公務員である。</p>	<p>さまざまな社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体で、構成員に収益を分配することを目的としない団体の総称。</p> <p>福祉、教育、文化、地域の安全、災害救援、環境、平和、男女共同参画、国際協力などの分野で活動し、現代社会のニーズに応え、重要な役割を担っている。</p>	<p>地域住民が参加し、地域コミュニティの醸成や地域の活性化に繋がる取り組みで自主的、自立のおよび継続的に行われ、非営利の公共性・公益性を有する事業に取り組む団体。町会、自治会等の地縁団体と地域で公益的活動を行う団体が相互に協力・連携を図ることを要件とする。（補助金は1事業あたり原則25万円を限度）</p>
団体数	28	29	3消防団(36分団)	区内に主たる事務所を置くNPO法人519	145(H31)
人数	約1,700人	約1,800人	約1,000人	—	—
任期	2年(地域福祉推進委員)	—	—	—	—
主な活動内容の例	<p>誰もが気軽に参加できる交流会や、地域の課題解決に向けた懇談会などを行い、住民同士の助けあいと支えあいにより、安心して住み続けられる地域社会を目指し、様々な事業を展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民交流事業（高齢者交流会、子育て交流会、介護者交流会、多世代交流会等）</li> <li>◆支えあい／見守り活動（各種イベントを通じた独居高齢者等への声かけや見守り）</li> <li>◆福祉学習事業（障害・高齢等の体験学習等）</li> <li>◆健康増進事業（健康測定事業等）</li> <li>◆福祉啓発事業（広報紙発行地域イベント参加）</li> <li>◆地域福祉推進員等研修事業（福祉の知識習得と意見交換等）</li> <li>◆社協会費の募集など</li> </ul>	<p>「すべての人びとのしあわせをねがい、陰の力となって、人びとに奉仕する」を信条として活動している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆赤十字会員募集活動</li> <li>◆献血・日赤活動PR</li> <li>◆災害救護活動、災害見舞い品支給</li> <li>◆地域の防災訓練参加、災害救護訓練・講習参加など</li> </ul>	<p>消防団は、火災や災害発生時の活動だけではなく、平常時も地域のために様々な活動をしている。</p> <p>災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消火活動</li> <li>◆救助・救出活動</li> <li>◆防災活動</li> <li>◆情報収集</li> </ul> <p>平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防火防災啓発活動</li> <li>◆防災訓練指導</li> <li>◆消防特別警戒</li> <li>◆応急手当の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>◆社会教育の推進を図る活動</li> <li>◆まちづくりの推進を図る活動</li> <li>◆学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>◆環境の保全を図る活動</li> <li>◆災害救援活動</li> <li>◆地域安全活動</li> <li>◆人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>◆子どもの健全育成を図る活動</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆まちの話をする場をつくる(まちのひろばづくり)</li> <li>◆まちの課題や情報を知らせていく(まちの情報誌づくり)</li> <li>◆まちの困りごとを解決する(地域で子どもを見守る)</li> <li>◆まちの資源活用、魅力アップ(地域の魅力再発見)</li> <li>◆まちの新たなチャレンジ(子どもが主役の祭り)など</li> </ul>
まちづくりセンターの関わり・役割	活動支援・協力	所長が分団参与を務め、入退団報告、会議開催、募金活動の依頼・とりまとめ等の事務を実施	防災活動や地区の行事で連携	地区の活動に応じて、相互に協力	申請相談・受付・書類確認・団体への連絡調整
区補助金等	—	—	約373万円/3消防団(補助金)	—	平均約20万円/1団体(補助金)